

## 令和5年度第2回光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会 議事録

- 1 日 時 令和5年12月21日(木) 13時30分～14時30分
- 2 場 所 あいぱーく光 第2・3会議室
- 3 議 題 光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画(案)中間報告について
- 4 出席者 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会委員 16名
- 5 配布資料 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会委員名簿  
光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会設置要綱  
光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画(案)中間報告

### 6 議事録

#### (1) 会長挨拶

#### (2) 議事

光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画(案)中間報告について

#### ●事務局

※資料に沿って説明

#### ●会長

事務局から計画案の中間報告について説明がありました。ご意見やご質問がありましたらご発言をいただきたいと思います。ご発言のある方は、挙手をしてからお願いします。

#### ●会長

高齢者が在宅での生活を望んでいるということがありましたが、高齢者の在宅生活を支えていただいている訪問介護・訪問看護はすごく重要なサービスだと思います。ヘルパーが足りないというお話がありますが、このことについて、何かご意見ございますか。

#### ●委員

昨今、全国的にはと思いますが訪問ヘルパーの担い手が減少傾向にありまして、かなり在宅サービスでの派遣事業が、困窮している現状にあると思います。当事業所においても、私が管理者になって6年目になるのですが、実質、新規採用をしたヘルパーは0名です。2名ほど職員が入ったのですが、それは当事業所のヘルパーの紹介や、以前、当事業所で働かれていて、遠方に引っ越されてから光市に戻ってきて働いてくださったヘルパーの2名です。ハローワークや有料求人サイト等を使って求人をずっと出している状況ですが、記憶にあるだけで問い合わせが2件で、面接は一回もできていないのが現状です。

私なりの分析といいますか、有識者の方やハローワークの方と話をさせていただく中で、介護業界全体でも職員の減少傾向にあります。特に訪問ヘルパーの問い合わせが最も少ないといっても過言ではないといいます。その原因をお聞きしたところ、収入の安定性が

少ないこと、利用者の自宅に1人で行くということの不安、この2つが一番大きな要因と  
思っています。私も介護報酬を組み合わせながら時給の金額を上げたりしていたのですが、  
なかなか担い手が見つからず、一昨年の10月から当事業所も年収の壁により、パートさ  
んが月に8万8千円未満しか働けない制度になり、当事業所は訪問ヘルパーが15名いる  
のですが、その中で11名がパートです。そのため、職員が少ない中で働ける時間も短く  
なり、新規の利用者や利用日数の追加の依頼をケアマネジャーさんから受けるのですが、  
断らざるを得ない状況が続いたり、週3日を希望されているところを週1日しか受けるこ  
とができなかったり、ご希望の時間に沿えなかったりと、日々悔しい思いをしている中で  
ヘルパーは働いているかと思えます。また、新しい人材が来ないことによってヘルパーの  
高齢化が非常に進んでいます。当事業所は、ヘルパーの平均年齢が55歳です。最高齢は  
今年で定年を迎える職員で、最年少でも39歳の方で、40代が2名、残りが50代後半  
と60代前半の職員でなんとか事業所を運営している状況です。このままいくと、数年後、  
事業の縮小等を考えないといけない状況になっていまして、ホームヘルパー事業所が減っ  
ていくことによって在宅希望されている利用者の方に充実したサービスを行うことができ  
ないことが明らかに見えてきている現状と思えます。訪問介護に限らず訪問看護の方も、  
訪問看護師の担い手がいなくて、数が少ない分1人の職員にかかる負担がかなり大きい、  
そういった現状でなかなか担い手が見つからないということも大きい問題になっている  
と思えます。

#### ●会長

ケアマネジャーさんはケアプランを立てられるうえでご意見ありますでしょうか。

#### ●委員

訪問ヘルパーさんの確保はすごく苦勞しています。一人暮らしの方には必ずヘルパーの  
支援が必要になっています。私たちがケアプランの中で支援していただきたい日数と時間  
が確保できないということも現状としてあります。ケアプランを作成するうえでそもそも  
ヘルパーさんが必要な方というのは、まず身体介護が中心なのだろうと思っています。で  
すが、生活援助のイメージがすごく強くて、認知症がある方は身体介護が付随して必要に  
なってくると思うのですが、そこが軽く見られ過ぎているという印象があります。ですの  
で、まず身体に対する介護が必要で、そこに生活援助が付いてくるというのが本来の姿な  
のだろうなというのは最近感じています。そのあたりをケアマネジャーも考え直してい  
かないといけない、ケアプランを見直す時に必要な視点であると思っています。訪問看護も、  
医療が必要な方というのは週に何回でいいとかではなくて、毎日でも身体状況の確認やケ  
アの確認が必要な方があるのですが、十分な配置ができないという現状があると思えます。

#### ●会長

これらの意見について、事務局から何かございますでしょうか。

#### ●事務局

人材不足・人材確保については、1回目の協議会でもあり、その後も報道等でも大きく取り上げられ、今言われたヘルパーさんの高齢化と有効求人倍率が全国で1.5倍の状況をまさに今、お話も聞きながらこの地域でも同様のことが生じているという認識を改めて深めたところがございます。こうした全国的な課題に対する取り組みとして、国におきまして、先日もお話をさせていただきましたが、介護現場の生産性の向上の取り組みを都道府県の努力義務にするというような法改正も行われており、山口県においてもそのような動きが見られている状況であります。言葉として生産性の向上というのはなかなかイメージが湧きにくいと思いますが、職員さんの業務負担の軽減を図るために職場環境の整備、ICT等の活用による業務の効率化、あるいはそういったものを通じて介護サービスの質も向上していくという取組になります。こうした取組を通じて、ひいては人材の定着・確保を目指していくというような施策でございますので、我々としても県と連携を図りながら取り組んでいきたいという風に考えています。

#### ●委員

先程の人材不足というところに関連してくるのですが、今回の計画の中にも46ページの「介護現場の生産性向上」、「介護人材の確保については、生産性向上と一体的に取り組むとともに、事業者と連携した新たな取り組みについても検討」と示されていますが、47ページの「介護サービス事業所との連携」というところに「定期的開催される運営推進会議」や「グループホーム連絡協議会」や「小規模多機能型居宅介護連絡協議会」など同じサービスの連絡協議会が存在しているということで、例えば訪問介護事業所で考えたときに、なかなか横のつながりがある協議会がなくて、先程、委員からも言われたように市内外問わずヘルパーさんが不足していると考えたときに、ヘルパーの仕事の魅力を届けたり、働きたい人を増やしていかないといけないが、なかなか単体の事業所では難しいと思います。こうした中で事業所と連携というところも計画の事業所との連携の一つに含まれてくるのかなと捉えたのですが、ただ、連絡協議会的なものを訪問介護事業所と連携してできるかと考えたときに一事業所の負担が大きいと思います。今回の計画の中で協議会を立ち上げる必要があるのであれば、市と事業所が連携してヘルパーの人材を確保していく取組をしなければいけないと思います。実際にヘルパーの仕事が大変だというところですが、介護保険制度が始まった当初から続けている70代のヘルパーの話を見ると、ヘルパーの仕事の魅力、自分も得るものがたくさんある、やりがいというものをおられます。そういったことを伝え共有しながら、働きたいと思えるような取り組みができればと思いますが、一事業所でできることでもないので、こういった連絡協議会は必置なのか、個別で立ち上がったのか、現状を教えてください。また、必要であれば連携を図

ればと思っています。

#### ●事務局

47ページの「介護サービス事業所との連携」の内容にある「グループホーム協議会」「小規模多機能型居宅介護連絡協議会」、こちらの設立の経緯といたしましては、事業者さん側から情報共有してやっていこうというようなスタートで始まって、市が立ち上げたというような形ではないというふうに聞いております。協議会の連絡会議をする際に、あいぱーくを使用する場合には、そのお手伝いをさせていただいている状況です。今現在の状況としては、コロナの影響もあり、各協議会の活動が難しかった状況ですが、5類移行後、状況をみながらこの協議会のあり方や再開について話がされ始めているような状況です。

人材確保について事業者と連携した新たな取り組みについては、ヘルパーさんに限った話ではなく、委員も言われるように魅力を発信することが重要なことであると認識しておりますし、国においてもポータルサイトを作成するなどして魅力発信に取り組んでいるところです。我々としても、経済部の所管になりますが、昨年度「雇用の日メッセージフェア」において、介護老人福祉施設の職員の方に介護の仕事についての講演をいただくなど部局間の連携を図りながら取り組んでいるところです。また、「成人のつどい」の会場においても、介護の魅力を発信するようなチラシの配布にも取り組んでいるところです。第9期におきましては、市で出前講座等を常設してまいりますので、そのようなところでも、市が介護のお仕事を説明するというよりは、事業者の方から介護現場での働き方の魅力を発信する機会を設けられないかと検討しているところです。

#### ●会長

私も運営推進会議に出席しておりまして、グループホーム連絡協議会や小規模多機能型居宅介護連絡協議会は立ち上がったけれどコロナで開催されていない状況かと思えます。結局、事業所の方が事業所の仕事が忙しくて連絡協議会の準備等がなかなかできないので光市では名前はあるけれど活動してないような状況かと思えます。他市では、トップの方が割とこまめに活動されているところもあります。自分の仕事以外の仕事が生じてくるところを何とか工夫してあげたら活動が再開できるのではないかと思います。よろしく願います。

#### ●委員

35ページ「医療介護連携システムの推進」のところで「在宅医療」という言葉が出てきて、私たち介護事業所は医療機関と密にやり取りしているのですが、情報の共有が難しいと感じています。医師同士であれば診療情報提供票なり具体的な患者さんの情報のやり取りがありますが、われわれ介護事業所がいわゆるサマリーとって、利用者さんの個人的な情報の集め方と、在宅で医師が治療を行うために本当に必要な情報とか、ご家族の

状況、例えばこの辺に住んでいるキーパーソンや、遠方において対応が難しい方など、ありとあらゆる診療をする上で必要な情報と、介護をする上で必要な情報が結構食い違っている、特に医師と介護事業所との間での情報のやり取りが非常に難しいと思っています。その中で、在宅医療という位置づけを、訪問診療や将来的にオンライン診療とかそういったところの在宅医療と、今光市内で行われている医療と介護の連携に大きな開きがあると感じています。クリニックに通えない患者さんは、どうしたらいいのだろうか、訪問介護を受けられる利用者さんや地域包括支援センターに相談できる利用者さんはいいですが、ご家族が無理をして家で介護をされている方、ボランティアの方や民生委員さんがしっかり関わってくださっているのですが、介護が必要な方が隠れてしまっている人がいると思います。医療と介護の連携もしくは日常生活の中での連携をもう少し具体的な仕組みとして構築していかなければなかなか難しいのではないかと現場としては感じております。

在宅医療と介護をつなげることは非常に難しい作業ではあるのですが、どのような連携をするかを議論して計画を作っていただければいいのではないかと感じています。

#### ●会長

在宅医療に関して、ご意見がございますでしょうか。

#### ●委員

介護認定審査会に毎月出ていますが、新規の方で、よく家におられたなと驚くような方がたくさん隠れています。介護保険の申請でやっと状況が分かる人がいます。ただ、問題は、初診の方が多いのですが、主治医意見書を書いてほしいという人のほとんどがケアマネが誰か分かりませんと言われます。誰かが介護保険を申請してはどうですかと提案をしたわけですから、自分がケアマネだと連絡してもらえたらかなり情報を与えられます。実際10通書くとしたら9通ケアマネが分からない、時々ケアマネから作成をお願いしますと連絡が来ます。その後、主治医意見書を書いてもケアプランは言わないと100%いただけません。もらえたらもっと話ができるかもしれない、意見の交換を病院に来ていただいても電話でもいいので、患者さんを介して対談できる場があればいいと思います。

#### ●事務局

在宅医療ということでいろいろご意見いただきました。我々も今回の計画の策定にあたりましては、30ページで将来像として「住み慣れたまちで自分らしく生きる」ことを掲げておりますし、そのアプローチとして、31ページに「地域包括ケアシステムの深化・推進」ということを掲げております。ただ、委員も言われたように見えてない部分にある人がいらっしゃることも承知はしております。こういったことを進めていきたいということでやってはいきますけれども、次の計画期間中にどこまで有効になるかは分かりませんが、37ページにありますように、「自治体・利用者・介護事業者・医療機関等が電子的に閲覧

できる介護情報基盤を整備」することが定められております。これは、どのような形になるか分かりませんし、おそらく委員が言われたように少し情報が食い違うということも出てくるかもしれませんが、今はこういった仕組みもございませんし、こうしたものも見定めながら地域包括ケアの深化・推進に向けて考えていきたいというふうに考えております。現状この計画で、具体的に今いただいたことを定めるというところまでには至りませんが、いただいたご意見の主旨をしっかりと踏まえて進めていきたいと考えています。

#### ●委員

委員のおっしゃる通りで、おそらくケアマネジャー全員が主治医の先生方に「私がケアマネです」ということをお伝えしきれてないと思いますし、ケアプランも送っていないのか、おそらくまだ周知がされてないと思いますので、介護支援専門員の中でその周知を積極的にやっというていこうと伝えていきたいと思います。委員にご指摘いただいたようなことや、お互いの情報で欲しい情報が違うのではないかとということもご意見としてありましたので、介護支援専門員側だけではなく、医療側からもどんな情報が必要なのかお互いにすり合わせながら、情報連携ができるような仕組みを現場で作っていかなければならないなと思いましたので、よろしくをお願いします。

#### ●会長

この件については、地域包括支援センターが仲介役になっていただけののでしょうか。

#### ●事務局

地域包括支援センターでは、情報が入ったときには、ケアマネジャーにつないだり、医師から情報を把握させていただくこともありますが、全ての高齢者に対してそれができているというわけではありません。最近、民生委員さんから気になる高齢者の方、老々介護をされている等の情報がすごく入るようになってきていますので、そうした情報を入手しましたら、動けるようにはしています。市で「つながりシート」というのを作っており、これは医師と薬剤師、ケアマネ、訪問看護等が入ってどういった連絡のやりとりがあったらいいのかというのを話して、最低限の情報を医師にも見ていただくというようなものを作っています。ただ、コロナ禍になって「つながりシート」を推進することが滞っているところもあるように思いますので、これもまた、再開できるようにケアマネ協会や医師会等と連携しながらやっていきたいと思っています。

#### ●会長

支援が受けられない高齢者ができるだけ少なくなることを願っています。

#### ●委員

民生委員の立場としては、困っている高齢者がいらっしゃるときには、地域包括支援センターに連絡したりしています。ただ、訪問介護事業所など介護サービス事業所とは関わっていないので主に地域包括支援センターと連携して活動しています。緊急通報装置をつけておられる方はサスケセンターの方で対応してもらっています。

#### ●委員

全てのケアマネさんから情報提供をとはいませんが、主治医意見書を書いたことがどのように活かされているか、治療と一緒に、それが活かされた結果もっと豊かな生活ができていくか等の変化が分かるようになればいいと思います。

#### ●委員

1人でも介護・福祉の網から抜け落ちてはいけないと思います。改めての確認になりますが、ケアマネジャーというのはこういったときにつくのですか。

#### ●委員

ケアマネジャーというのは、要介護状態の方が介護サービスを利用されたい希望があったときにはじめて利用者につながる役割です。介護サービスを利用するためにケアプランというものを作成して、それから介護サービスの利用が始まります。サービスがうまく回っているのかや、生活状況について定期的にモニタリングさせていただくこと等をしております。

#### ●委員

ケアマネジャーは利用者側から探すのですか、こういった流れでつくのですか。

#### ●事務局

地域包括支援センターに相談があった場合、その方がどういった支援を希望されているかをまず把握します。多くの場合は、介護サービスが必要になってくるため、ケアマネジャーがいる事業所の一覧表を提示し、ご本人やご家族が希望された事業所に繋げるという仕事をしております。また、介護認定を受けられた方には事業所の一覧表をお渡ししていますので、自宅から近い事業所や、もともと知っているケアマネがいるところなど自分で探される場合もあります。探される方は自分たちで探していただき、探すのが難しいという方は地域包括支援センターが支援させていただいています。

#### ●委員

一覧表等を見ながら自分でケアマネがいる事業所を探す方と、地域包括支援センターから事業所に繋いでいただく方、一般的にはどちらが多いですか。

●事務局

これについての調査等はしておりませんので、正確にはお答えできません。

●委員

ケアマネジャーの依頼方法が分からない高齢者がいらっしゃいます。自分のこととして考えたときに、その辺りも難しく感じます。

●事務局

また何かご相談がありましたら、地域包括支援センターに気軽にご相談していただければと思います。

●会長

時間になりましたので本日はこれで終了させていただきます。本日は短時間の会議でしたので、ご発言できなかった方、ご意見ある方は後日事務局までお伝えいただけたらと思います。事務局よろしいでしょうか。

●事務局

よろしゅうございます。計画の最終案の策定スケジュールがございますので、ご意見のある方は今月の28日までに頂戴できたらと思います。ご意見をいただく際の形式、様式は特に定まったものはございませんが、できましたらメールか紙媒体でいただけたらと思います。

●会長

本日の意見等を踏まえ、事務局において計画最終案の検討よろしくお願ひします。では、進行を事務局にお返しいたします。

(3) その他

今後のスケジュールについて

※次回会議 3月14日(木) 13:30～ あいばーく光 いきいきホール

※閉会挨拶 福祉保健部長